

ID: 38

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市ふれあい広場条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第119号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者又は許可を受けた者が、広場の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(3) 広場の設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(4) この条例、この条例に基づく規則又は前条第2項の許可の条件に違反したとき。</li> <li>(5) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</li> <li>(6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 61

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市まちなか交通広場条例 第7条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>令和3年条例第40号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者又は許可を受けた者(以下「使用者」という。)が広場の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例、この条例に基づく規則又は前条第2項の許可の条件に違反するとき。                  (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (3) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>令和6年4月1日</p>

ID: 265

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>十和田市官庁街周辺広場条例 第7条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成17年条例第192号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第7条の規定による。                  (使用料)                  第7条 第5条第1項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、当該許可の期間が1か月に満たない場合の使用料の額は、同表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。                  2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 268

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市官庁街周辺広場条例 第9条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第192号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第9条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)                  第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を拒み、若しくは取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命じ、若しくは広場からの退去を命ずることができる。                  (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。                  (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。                  (3) 広場の設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。                  (4) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第4項の許可の条件に違反したとき。                  (5) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。                  (7) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 271

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料等の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市都市公園条例 第9条第1項(第21条において準用する場合を含む。)</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第195号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第9条の規定による。                  (使用料等)                  第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。                  2 前項の規定にかかわらず、使用又は占用の期間が1か月に満たない場合の使用料等は、別表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 273

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	十和田市都市公園条例 第11条(第21条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第195号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為をし、又はそのおそれがある者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市都市公園条例 第25条から第27条まで		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第195号		
<b>【基準】</b>			
<p>第25条から第27条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項又は第3項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第4条(第21条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第11条第1項又は第2項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第26条 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 291

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	十和田市営住宅条例 第17条第1項
例規番号	平成17年条例第200号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第14条、第17条及び第40条の規定による。 (家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 改良住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令第4条に規定する算出方法により算出した額の範囲内において決定するものとし、この額は市長が別に定める。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から第13条第7項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第37条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求があった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その日が、日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</p> <p>3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合、又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算とし、家賃月額を30で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 入居者が第36条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(建替事業等に係る家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、前条の申込みにより市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合、又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	

る。

備考

設定年月日

令和4年3月31日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 292

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	収入超過者に対する家賃の徴収
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市営住宅条例 第30条第1項
<b>例規番号</b>	平成17年条例第200号

**【基準】**

第30条の規定による。

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者として認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 前項の家賃は、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で決定するものとし、その額は近傍同種の住宅の家賃の額から第14条第1項本文の規定による家賃の額を控除した額に次の表の左欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

年度	入居者の収入			
	158,000円を超え 186,000円以下の場合	186,000円を超え 214,000円以下の場合	214,000円を超え 259,000円以下の場合	259,000円を超える場合
初年度(法第28条第2項の規定により当該市営住宅(改良住宅を除く。)の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。)	5分の1	4分の1	2分の1	1
初年度の翌年度	5分の2	4分の2	1	1
初年度の翌々年度	5分の3	4分の3	1	1
初年度から起算して3年度を経過した年度	5分の4	1	1	1
初年度から起算して4年度以上を経過した年度	1	1	1	1

3 第16条(第1号を除く。)及び第17条(第1項を除く。)の規定は、第1項の家賃について準用する。

備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>高額所得者に対する家賃の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市営住宅条例 第32条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第200号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第32条の規定による。                  (高額所得者に対する家賃等)                  第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を家賃として支払わなければならない。                  2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。                  3 第16条(第1号を除く。)の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条(第1項を除く。)の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 295

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市営住宅条例 第44条第1項		
例規番号	平成17年条例第200号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第44条の規定による。 (使用料)</p> <p>第44条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 296

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市営住宅条例 第48条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第200号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第48条の規定による。                  (使用許可の取消し)</p> <p>第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 297

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市営住宅条例 第52条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第200号		
<p><b>【基準】</b>                      第52条の規定による。                      (罰則)                      第52条 詐欺その他不正の行為により、家賃又は敷金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 299

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	家賃の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市特定公共賃貸住宅管理条例 第14条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第201号		
<b>【基準】</b>			
<p>第12条及び第14条の規定による。                  (家賃の決定及び家賃)</p> <p>第12条 特定公共賃貸住宅の家賃は、施行規則第20条第1項及び第2項に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、市長が定める。</p> <p>2 特定公共賃貸住宅の家賃は、別表に掲げるとおりとする。                  (家賃の納付)</p> <p>第14条 家賃は、入居可能日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日まで徴収する。</p> <p>2 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合、又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃の1か月を30日として日割り計算した額とする。</p> <p>4 入居者が第29条に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 301

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市特定公共賃貸住宅管理条例 第33条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第201号		
<p><b>【基準】</b>                      第33条の規定による。                      (罰則)                      第33条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は入居者負担額の全部又は一部の徴収を免れたときは、この徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1006

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	許可の取消し		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	青森県屋外広告物条例 第15条		
<b>例 規 番 号</b>	昭和50年青森県条例第45号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第15条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第10条第2項(同条第3項又は第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第11条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第19条第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(4) 不正の手段により許可を受けたとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和 4 年 4 月 30 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	広告物及び掲出物件の表示及び設置の停止の命令並びにこれらの除却その他良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止のため必要な措置の命令		
<b>例規名 根拠条項</b>	青森県屋外広告物条例 第19条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和50年青森県条例第45号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第19条の規定による。 (措置命令等)</p> <p>第19条 知事は、第3条から第6条まで又は第17条から前条第1項までの規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日